# 名古屋市公報

令和 5年10月25日

第225号

発行所 名

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名 古 屋 市 役 所

電話 [052] 972-2246

編集兼 発行人

名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

| 目                                    | 次                                       |                   | ^°ジ |
|--------------------------------------|---|-------------------|-----|
| 条                                    | 例                                       |                   |     |
| ○ 名古屋金城ふ頭アリーナ条例                      | (ス市・スポーツ戦略室)                            | (第41号)            | 5   |
| ○ 火災予防条例の一部を改正する条例                   | (消防・総務課)                                | (第42号)            | 10  |
| 告                                    | 示                                       |                   |     |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の指定                    | (健福・介護保険課)                              | (第512号)           | 14  |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止                    | (健福・介護保険課)                              | (第513号)           | 18  |
| ○ 個人の市民税における寄附金税額招                   | 空除の対象となる寄附金の                            |                   |     |
| 指定                                   | (財政・税制課)                                | (第514号)           | 22  |
| ○ 都市公園の名称、位置及び区域並び                   | ドに供用開始の期日の一部                            |                   |     |
| 改正について                               | (緑土・緑地管理課)                              | (第515号)           | 23  |
| ○ 大高駅前土地区画整理審議会委員 <i>0</i>           |   |                   |     |
|                                      | (住都・緑都市整備事務所)                           | (第516号)           | 25  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円                   |   |                   |     |
| 住帰国した中国残留邦人等及び特定                     |   | / foto = . = II \ |     |
| する法律による介護機関の指定                       |   | (第517号)           | 26  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円                   |   |                   |     |
| 住帰国した中国残留邦人等及び特定                     |   | (数510日)           | 00  |
| する法律による指定介護機関の変更                     |   | (第518号)           | 28  |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円                    |   |                   |     |
| 住帰国した中国残留邦人等及び特定<br>する法律による指定介護機関の辞退 |   | (笠[10 円.)         | 2.4 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円                   |   | (第519号)           | 34  |
| 住帰国した中国残留邦人等及び特定                     |   |                   |     |
| する法律による指定介護機関の廃止                     |   | (第520号)           | 36  |
| ○ 開発行為に関する工事の完了                      |   | (第521号)           | 38  |
| ○ 農用地利用集積計画について                      | *************************************** | (第522号)           | 39  |
| ○農用地利用集積計画について                       | (緑土・都市農業課)                              | (第523号)           | 41  |
| ○ 市営住宅先着順入居希望者の公募に                   | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | (),,020.3)        | 11  |
|                                      | (住都・住宅管理課)                              | (第524号)           | 43  |
| ○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車                   | 正場の利用料金納付期間に                            |                   |     |
| ついて                                  | (緑土・都市農業課)                              | (第525号)           | 49  |
|                                      |   |                   | •   |
| ○ 名古屋市税務職員表彰規程の一部改                   | な正 (財政・税制課)                             | (第32号)            | 50  |

#### 教育委員会告示 ○ 港生涯学習センターの臨時休室について (第24号) 51 上下水道局告示 ○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等 に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員につい ての一部改正 (第17号) 52 交 通 局 管 理 規 程 ○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正 (第14号) 53 ○ ドニチエコきっぷの特例に関する規程 (第15号) 55 告 公 ○ 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 57 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の (経済・地域商業課) 公告 58

#### 条例のあらまし

- 名古屋金城ふ頭アリーナ条例(第41号)
  - 1 制定の趣旨

市民のスポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興に寄与するため、 名古屋金城ふ頭アリーナ(以下「アリーナ」といいます。)を設置します。 (第 1 条関係)

- 2 主な内容
  - (1) アリーナで行う事業について定めます。(第2条関係)
  - (2) アリーナの施設の使用の許可、使用の許可の取消し等について定めます。(第3条及び第7条関係)
  - (3) アリーナの施設の利用料金、利用料金の減免及び利用料金の不還付について定めます。(第4条から第6条関係)
  - (4) 特別の設備及び原状回復について定めます。(第8条及び第9条関係)
  - (5) アリーナの管理を指定管理者に行わせます。(第10条関係)
  - (6) 指定管理者の指定の手続を定めます。(第11条関係)
  - (7) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。(第12条関係)
  - (8) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。(第13条関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この条例の施行期日は、規則で定めます。
  - (2) この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及びこの条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。
  - (3) この条例の規定に基づく許可の申請その他アリーナの施設を使用する ために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。
- 火災予防条例の一部を改正する条例(第42号)
  - 1 改正内容

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに 関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号) の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第14条、第14条の 2、第17 条、第68条及び別表第 3関係)

2 施行期日

令和6年1月1日から施行します。

#### 達のあらまし

- 名古屋市税務職員表彰規程の一部を改正する規程(第32号)
  - 1 改正内容 表彰の実施に関し必要な事項を財政局税務監が別に定めるため、規定を 整備します。
  - 2 施行期日 発布の日から施行します。

名古屋金城ふ頭アリーナ条例をここに公布する。

令和 5 年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第41号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興に寄与するため、次のように金城ふ頭アリーナを設置する。

名称 名古屋金城ふ頭アリーナ

位置 名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地

(事業)

- 第2条 名古屋金城ふ頭アリーナ(以下「アリーナ」という。)は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) アリーナの施設の供用
  - (2) スポーツの競技会を観覧する機会の提供
  - (3) スポーツ選手の育成
  - (4) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の提供
  - (5) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

- 第3条 アリーナの別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) アリーナの管理上支障があるとき。
- 3 市長は、第1項の許可に際して、アリーナの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

- 第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又はアリーナの駐車場を使用する者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を 第10条の規定によりアリーナの管理を行わせる指定管理者に納付しなければ ならない。
- 2 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該 基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承 認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第2に定 める額とする。
- 3 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金を 減免することができる。

(利用料金の不還付)

- 第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別 の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
  - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のアリーナの管理上やむを得ない事由が生じたとき。 (特別の設備)
- 第8条 使用者は、アリーナの施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可 の取消しがなされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。 (指定管理者)
- 第10条 アリーナの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

(原状回復)

- 第11条 市長は、アリーナの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で 定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の 選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。
- 2 アリーナの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところ により、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。
  - (1) 市民の平等利用が確保されること。
  - (2) 事業計画書の内容が、アリーナの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
  - (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、本市のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与し、アリーナの効用を最大限に発揮させる能力を有していること。
  - (5) 指定管理者の指定を受けようとする者が、スポーツ及びレクリエーション活動を行う団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているもので

- あり、かつ、全国的な競技大会等の誘致及び開催を安定的かつ円滑に行う ことができる能力を有していること。
- 4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第12条 指定管理者は、アリーナの休館日及び使用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。
- 2 前項のアリーナの休館日及び使用時間は、規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、休館日 に開館し、又は使用時間以外の時間に使用させることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) アリーナの施設の使用の許可に関すること。
  - (3) アリーナの維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。) に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及びこの条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の規定に基づく許可の申請その他アリーナの施設を使用するため に必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 別表第1

|         | 利 用 料                      | · 金     | Ø :     | 基準      | 額                |                |
|---------|----------------------------|---------|---------|---------|------------------|----------------|
| 使用区分    | 区 分                        | 午 前     | 午後1     | 午後 2    | <i>1</i> √9   ii | 延長(30分当<br>たり) |
| メインアリーナ | アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合 | 10,200円 | 10,200円 | 10,200円 | 15,300円          | 2,600円         |
|         | その他の場合                     | 51,000円 | 51,000円 | 51,000円 | 76,500円          | 13,000円        |
| サブアリーナ  | アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合 | 5,700円  | 5,700円  | 5,700円  | 8,600円           | 1,500円         |
| ,       | その他の場合                     | 28,500円 | 28,500円 | 28,500円 | 43,000円          | 7,500円         |
| 会議室 1   |                            | 1,600円  | 1,600円  | 1,600円  | 1,800円           | 300円           |
| 会議室 2   |                            | 1,600円  | 1,600円  | 1,600円  | 1,800円           | 300円           |
| 会議室 3   |                            | 1,800円  | 1,800円  | 1,800円  | 2,000円           | 400円           |

#### 備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午 前 午前9時から正午まで
  - (2) 午後1 正午から午後3時まで
  - (3) 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで
  - (4) 夜 間 午後6時から午後9時まで
- 2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、延長の欄に定める額とする。
- 3 メインアリーナ又はサブアリーナを使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の基準額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日にメインアリーナ又はサブアリーナを使用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額又は前号に定める額にそれぞれその額の1割相当額を加算した額とする。
- 5 貴賓室の利用料金の基準額は、1日7,900円とする。
- 6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

#### 別表第2

| 使用区分            | 利用料金の額 |
|-----------------|--------|
| 大型自動車(1台1回につき)  | 2,000円 |
| 普通自動車(1台1時間につき) | 500円   |

#### 備考

普通自動車については、平日(土曜日、日曜日及び法に規定する休日以外の日をいう。)の1回の駐車に係る料金が1,000円を超える場合における料金は1,000円とし、土曜日、日曜日及び法に規定する休日の1回の駐車に係る料金が1,500円を超える場合における料金は1,500円とする。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和37年名古屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。 第14条第 1項第 3号の 2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第14条の 2第 1項第 3号中「雨水等」を「筐体は雨水等」に改める。

第17条第 1項中「定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備のうち」を「蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5年消防庁告示第 7号)第 2に定めるものを除く。以下この条において同じ。)で」に改め、同条第 2項及び第 3項を次のように改める。

- 2 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損しない 構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあって は、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
- 3 蓄電池設備で、屋外に設けるもの(柱上及び道路上に設ける電気事業者用

のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)の位置は、建築物から 3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

第17条第 4項中「前項の蓄電池設備」を「蓄電池設備で、屋外に設けるもの」 に、「第 2項並びに本条第 2項」を「第14条の 2第 1項第 3号」に改める。

第68条第10号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3中

Γ

|    | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル<br>付こんろ・グリドル付<br>こんろ、キャビネット<br>型こんろ・グリル付こ<br>んろ・グリドル付こん<br>ろ | 14 k W以下 | 100 | 15<br>(注1) | 15 | 15<br>(注1) |
|----|------|-----|---|----------|-----|------------|----|------------|
| 気体 | 21   |     | 据置型レンジ  | 21 k W以下 | 100 | 15<br>(注1) | 15 | 15<br>(注1) |
| 燃料 | 不燃   | 開放式 | 組込型こんろ・グリル<br>付こんろ・グリドル付<br>こんろ、キャビネット<br>型こんろ・グリル付こ<br>んろ・グリドル付こん<br>ろ | 14 k W以下 | 80  | 0          |    | 0          |
|    |      |     | 据置型レンジ  | 21 k W以下 | 80  | 0          | _  | 0          |

を

Γ

|    | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル<br>付こんろ・グリドル付<br>こんろ、キャビネット<br>型こんろ・グリル付こ<br>んろ・グリドル付こん<br>ろ | 14 k W以下 | 100 | 15<br>(注1) | 15 | 15<br>(注1) |
|----|------|-----|---|----------|-----|------------|----|------------|
| 気体 | 75   |     | 据置型レンジ  | 21 k W以下 | 100 | 15<br>(注1) | 15 | 15<br>(注1) |

| 燃料 | 不燃   | 開放式        | 組込型こんろ・グリル<br>付こんろ・グリドル付<br>こんろ、キャビネット<br>型こんろ・グリル付こ<br>んろ・グリドル付こん<br>ろ | 14 k W以下 | 80  | 0  | _  | 0  |
|----|------|------------|---|----------|-----|----|----|----|
|    |      |            | 据置型レンジ  | 21 k W以下 | 80  | 0  | _  | 0  |
| 固体 | 不燃以外 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器   | _        | 100 | 50 | 50 | 50 |
| 燃料 | 不燃   | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器   | _        | 80  | 30 | _  | 30 |

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の火災予防条例(以下「新条例」という。)第17条第 1項に規定する蓄電池設備(新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第14条第 1項第 3号の 2(新条例第11条の 3 第 1項及び第 3項、第14条第 3項、第15条第 1項及び第 3項並びに第17条第 1項及び第 4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置されている新条例第17条第 1項に規定する蓄

電池設備(新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。以下この項において同じ。)又は現に設置の工事中である同項に規定する蓄電池設備のうち、同条第 2項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新たに新条例第17条第 1項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

#### 名古屋市告示第 512号

### 指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称   | 事業所の所在地   | 指定年月  | サービスの種類  |
|--------|----------|-----------|-------|----------|
|        |          |           | 日     |          |
| 株式会社煌星 | 訪問看護ステ   | 名古屋市西区枇   | 令和 5年 | 訪問看護     |
|        | ーション煌煌   | 杷島三丁目28番  | 9月 1日 | 介護予防訪問看護 |
|        | 名古屋      | 23号       |       |          |
| 株式会社IR | 訪問看護ステ   | 名古屋市中村区   | 令和 5年 | 訪問看護     |
| OHA gu | ーション I R | 並木二丁目 148 | 9月 1日 | 介護予防訪問看護 |
| rashi  | OHANA    | 番地        |       |          |
|        | 名古屋      |           |       |          |
| 株式会社Ap | 訪問看護ステ   | 名古屋市中川区   | 令和 5年 | 訪問看護     |
| ricity | ーションA p  | 高畑三丁目 134 | 9月 1日 | 介護予防訪問看護 |
|        | ricity   | 番地        |       |          |
| 株式会社一宮 | 福祉サポート   | 名古屋市港区土   | 令和 5年 | 福祉用具貸与   |
| 福祉サポート | 港営業所     | 古町 4丁目88番 | 9月 1日 | 介護予防福祉用具 |
|        |          | 地の 1      |       | 貸与       |
|        |          |           |       | 特定福祉用具販売 |

|        |        |           |       | 特定介護予防福祉 |
|--------|--------|-----------|-------|----------|
|        |        |           |       | 用具販売     |
| 株式会社イグ | ナースステー | 名古屋市守山区   | 令和 5年 | 訪問看護     |
| ナーツ    | ション 笑和 | 竜泉寺二丁目    | 9月 1日 | 介護予防訪問看護 |
|        | 守山     | 1338番地の 5 |       |          |
| 株式会社文栄 | 訪問看護ステ | 名古屋市守山区   | 令和 5年 | 訪問看護     |
|        | ーション N | 瀬古三丁目 707 | 9月 1日 | 介護予防訪問看護 |
|        | ightin | 番地        |       |          |
|        | gale   |           |       |          |
| 株式会社So | 住まいるサポ | 名古屋市名東区   | 令和 5年 | 福祉用具貸与   |
| cial C | ート福祉用具 | 上社四丁目 104 | 9月 1日 | 介護予防福祉用具 |
| o d e  | センター   | 番地の 1     |       | 貸与       |
|        |        |           |       | 特定福祉用具販売 |
|        |        |           |       | 特定介護予防福祉 |
|        |        |           |       | 用具販売     |

# 2 指定居宅サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地  | 指定年月  | サービスの種類 |
|--------|--------|----------|-------|---------|
|        |        |          | 日     |         |
| 株式会社ミレ | 介護事業所み | 名古屋市中村区  | 令和 5年 | 訪問介護    |
| ニアム    | っれ 名古屋 | 名駅四丁目24番 | 9月 1日 |         |
|        |        | 5号       |       |         |
| 株式会社ラフ | ハンズヘルパ | 名古屋市中村区  | 令和 5年 | 訪問介護    |
| ターゲート  | ーステーショ | 元中村町 3丁目 | 9月 1日 |         |
|        | ン      | 7番地      |       |         |
| 特定非営利活 | 名駅南訪問看 | 名古屋市中村区  | 令和 5年 | 訪問看護    |
| 動法人スポN | 護ステーショ | 名駅五丁目38番 | 9月 1日 |         |
| AGOネクス | ン      | 17号      |       |         |
| 1      |        |          |       |         |

| ケー・エー・   | デイサービス  | 名古屋市中村区   | 令和 5年 | 通所介護 |
|----------|---------|-----------|-------|------|
| ワークス株式   | 松岡三代目   | 京田町 3丁目29 | 9月 1日 |      |
| 会社       |         | 番地        |       |      |
| ヒューマンラ   | ヒューマンラ  | 名古屋市昭和区   | 令和 5年 | 通所介護 |
| イフケア株式   | イフケア滝子  | 滝子通 3丁目28 | 9月 1日 |      |
| 会社       | 乃湯      | 番地の 1     |       |      |
| 合同会社ケア   | ケアステーシ  | 名古屋市中川区   | 令和 5年 | 訪問介護 |
| ステーション   | ョンれい    | 春田三丁目56番  | 9月 1日 |      |
| ・れい      |         | 地         |       |      |
| 株式会社 3C  | ブルーミング  | 名古屋市港区東   | 令和 5年 | 通所介護 |
|          | ケア lab名 | 茶屋一丁目 638 | 9月 1日 |      |
|          | 古屋茶屋    | 番地の 2     |       |      |
| 株式会社キー   | 訪問介護のぞ  | 名古屋市南区堤   | 令和 5年 | 訪問介護 |
| 1        | み南      | 町 1丁目48番地 | 9月 1日 |      |
| 株式会社キー   | 訪問看護のぞ  | 名古屋市南区堤   | 令和 5年 | 訪問看護 |
| <u>۲</u> | み南      | 町 1丁目48番地 | 9月 1日 |      |
| 株式会社イグ   | ヘルパーステ  | 名古屋市守山区   | 令和 5年 | 訪問介護 |
| ナーツ      | ーション 笑  | 竜泉寺二丁目    | 9月 1日 |      |
|          | 和守山     | 1338番地の 5 |       |      |
| 株式会社やす   | デイサービス  | 名古屋市守山区   | 令和 5年 | 通所介護 |
| らぎ       | センターやす  | 瀬古三丁目 830 | 9月 1日 |      |
|          | らぎ瀬古    | 番地        |       |      |
| 株式会社CH   | たいきリハビ  | 名古屋市天白区   | 令和 5年 | 通所介護 |
| IKEN     | リデイサービ  | 燒山一丁目 425 | 9月 1日 |      |
|          | ス       | 番地        |       |      |

# 3 指定地域密着型サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月 | サービスの種類 |
|--------|--------|---------|------|---------|
|        |        |         | 日    |         |

| FJstar | まちづくりデ | 名古屋市南区宝   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
|--------|--------|-----------|-------|----------|
| 株式会社   | イサービス  | 生町 3丁目15番 | 9月 1日 | 護        |
|        | みなりは   | 地         |       |          |
| 株式会社プレ | シニアデイト | 名古屋市緑区小   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| ステージケア | レーニング滝 | 坂一丁目 101番 | 9月 1日 | 護        |
| 東海     | ノ水緑地   | 地の 1      |       |          |

# 4 指定居宅介護支援事業者

| 事業者の名称  | 事業所の名称   | 事業所の所在地            | 指定年月  | サービスの種類 |
|---------|----------|--------------------|-------|---------|
|         |          |                    | 日     |         |
| 有限会社丸八  | ケアプランク   | 名古屋市東区古            | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| 介護サービス  | リーンハート   | 出来一丁目 2番           | 9月 1日 |         |
|         |          | 15号                |       |         |
| 株式会社A I | ケアプランセ   | 名古屋市港区当            | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| -R      | ンターA I ー | ンターA I - 知三丁目3504番 |       |         |
|         | R        | 地                  |       |         |
| 株式会社Sa  | ケアプランs   | 名古屋市南区豊            | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| n t o   | anto     | 二丁目13番27号          | 9月 1日 |         |
|         |          |                    |       |         |

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

#### 名古屋市告示第 513号

#### 指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地   | 届出受理  | サービスの種類  |
|--------|--------|-----------|-------|----------|
|        |        |           | 年月日   |          |
| 株式会社ライ | ライトレント | 名古屋市北区楠   | 令和 5年 | 福祉用具貸与   |
| トハウス   |        | 味鋺四丁目1518 | 7月11日 | 介護予防福祉用具 |
|        |        | 番地の 1     |       | 貸与       |
|        |        |           |       | 特定福祉用具販売 |
|        |        |           |       | 特定介護予防福祉 |
|        |        |           |       | 用具販売     |
| 有限会社わこ | 有限会社 わ | 名古屋市緑区熊   | 令和 5年 | 福祉用具貸与   |
| う      | こう 名古屋 | の前二丁目 305 | 7月31日 | 介護予防福祉用具 |
|        | 支店     | 番地        |       | 貸与       |
|        |        |           |       | 特定福祉用具販売 |
|        |        |           |       | 特定介護予防福祉 |
|        |        |           |       | 用具販売     |

#### 2 指定居宅サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地   | 届出受理  | サービスの種類 |
|--------|--------|-----------|-------|---------|
|        |        |           | 年月日   |         |
| 株式会社ウェ | ブルーミング | 名古屋市港区東   | 令和 5年 | 通所介護    |
| ルフューチャ | ケアlab名 | 茶屋一丁目 638 | 7月31日 |         |
| _      | 古屋茶屋   | 番地の 2     |       |         |
| 医療法人たす | ヘルパーステ | 名古屋市緑区小   | 令和 5年 | 訪問介護    |
| く会     | ーション た | 坂一丁目 101番 | 7月31日 |         |
|        | すく     | 地の 1      |       |         |
| 株式会社和ら | 訪問介護事業 | 名古屋市緑区大   | 令和 5年 | 訪問介護    |
| V      | 所笑みの運び | 清水二丁目1717 | 7月31日 |         |
|        |        | 番地        |       |         |
| 医療法人たす | デイサービス | 名古屋市緑区小   | 令和 5年 | 通所介護    |
| く会     | たすく    | 坂一丁目 101番 | 7月31日 |         |
|        |        | 地の 1      |       |         |

## 3 指定地域密着型サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地   | 届出受理  | サービスの種類  |
|--------|--------|-----------|-------|----------|
|        |        |           | 年月日   |          |
| 医療法人悠山 | ファミリア滝 | 名古屋市昭和区   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| 会      | 川通所介護事 | 滝川町91番地の  | 5月30日 | 護        |
|        | 業所     | 1         |       |          |
| ヒューマンラ | ヒューマンラ | 名古屋市昭和区   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| イフケア株式 | イフケア滝子 | 滝子通 3丁目28 | 7月31日 | 護        |
| 会社     | 乃湯     | 番地の 1     |       |          |
| 社会福祉法人 | 明和寮    | 名古屋市港区十   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| 名古屋ライト |        | 一屋一丁目70番  | 7月31日 | 護        |
| ハウス    |        | 地の 5      |       |          |
| 株式会社ある | まちづくりデ | 名古屋市南区宝   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| こふ     | イサービス  | 生町 3丁目15番 | 7月31日 | 護        |

|        | みなりは   | 地         |       |          |
|--------|--------|-----------|-------|----------|
| 株式会社オー | だんらんの家 | 名古屋市守山区   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| ビック    | 志段味    | 大字中志段味字   | 7月31日 | 護        |
|        |        | 吉田洞2911番地 |       |          |
|        |        | Ø 356     |       |          |
| 株式会社CH | たいきリハビ | 名古屋市天白区   | 令和 5年 | 地域密着型通所介 |
| IKEN   | リデイサービ | 焼山一丁目 425 | 7月31日 | 護        |
|        | ス      | 番地        |       |          |

## 4 指定居宅介護支援事業者

|        | I      | I         | 1     |         |
|--------|--------|-----------|-------|---------|
| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地   | 届出受理  | サービスの種類 |
|        |        |           | 年月日   |         |
| 株式会社クロ | キョーワケア | 名古屋市昭和区   | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| ーバー    | プランセンタ | 川名本町 3丁目  | 7月 6日 |         |
|        | 一御器所店  | 77番地      |       |         |
| 北医療生活協 | 「生協あじま | 名古屋市北区中   | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| 同組合    | の家」指定居 | 味鋺三丁目 807 | 7月10日 |         |
|        | 宅介護支援事 | 番地        |       |         |
|        | 業所     |           |       |         |
| 株式会社サフ | ケアプラン  | 名古屋市天白区   | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| イール    | もっこす   | 野並一丁目 239 | 7月20日 |         |
|        |        | 番地        |       |         |
| 合同会社まか | まかしといて | 名古屋市北区山   | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| しといて   | ケア・パート | 田西町 2丁目98 | 7月31日 |         |
|        | ナーシップ  | 番地        |       |         |
| Е-јоуУ | ウッドヴェル | 名古屋市港区小   | 令和 5年 | 居宅介護支援  |
| リューション | 居宅支援事業 | 碓二丁目 289番 | 7月31日 |         |
| 株式会社   | 所      | 地         |       |         |

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

## 名古屋市告示第514号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)第18条第4項に規定する 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対 する寄附金を指定します。

令和 5 年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

| 寄附金を受領する者 | 寄附金を受領する者の<br>所在地 | 備  考        |
|-----------|-------------------|-------------|
| 公益財団法人メニコ | 名古屋市中区葵三丁目        | 令和5年4月1日以後に |
| ン芸術文化記念財団 | 21番19号            | 個人が支出する寄附金  |

名古屋市財政局税務部税制課

#### 名古屋市告示第 515号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について

昭和52年名古屋市告示第38号(都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日)の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

Γ

松蔭公園 中川区下之一色町字松蔭 1丁目、図面中川 1 昭和31年10 字松蔭 2丁目、字干潟 の 6の区域 月15日

を

松蔭公園中川区下之一色町字流レ、字干図面中川 1昭和31年10潟、字松蔭 1丁目、字松蔭 2丁の 6の区域月15日目目

に、

 薮田公園
 守山区薮田町
 図面守山57
 昭和61年 4

 の区域
 月 1日

\_

を

Γ

| 薮田公園 | 守山区藪田町 | 図面守山57 | 昭和61年 4 |
|------|--------|--------|---------|
|      |        | の区域    | 月 1日    |

に、

Γ

| 東陵公園 | 緑区鳴海町字細根 | 図面緑 240 | 平成29年 7 |
|------|----------|---------|---------|
|      |          | の区域     | 月10日    |

を

Γ

| 東陵公園 | 緑区東陵 | 図面緑 240 | 平成29年 7 |
|------|------|---------|---------|
|      |      | の区域     | 月10日    |

に改めます。

附則

この告示は、令和5年10月17日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 516号

大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第 1項の規定により、 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとお り公衆の縦覧に供します。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 縦覧の期間令和 5年10月20日から同年11月 2日まで
- 2 縦覧の時間午前 8時45分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧の場所名古屋市中区金山二丁目15番16号名古屋市緑都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

#### 名古屋市告示第 517号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 訪問看護及び介護予防訪問看護

| <u></u> ♠ | 介 護         |   | 月月         | 関 名  | 所                 | <del>/</del> r: | 地 | 指定年月  |
|-----------|-------------|---|------------|------|-------------------|-----------------|---|-------|
| )<br>     | 咹           | 機 | <b> 美 </b> | 70   | <i>17</i> 1       | <u>在</u>        |   | 日     |
| 訪問        | 訪問看護ステーションさ |   |            | ンさ   | 名古屋市南区天白町 1丁目15番地 |                 |   | 令和 5年 |
| んとぴあ      |             |   |            | 石口座川 | 8月29日             |                 |   |       |

#### 2 介護予防通所リハビリテーション

| 介           | 護 | 機 | 関  | 名      | 所                 | 在 | 地 | 指定 <sup>4</sup><br>日 | 年月 |
|-------------|---|---|----|--------|-------------------|---|---|----------------------|----|
|             |   |   |    | か<br>用 | 夕十巳:              |   |   |                      |    |
| 介護老人保健施設福の里 |   |   | ク生 | 名古座    | 名古屋市西区新道二丁目 4番 7号 |   |   | 1日                   |    |

#### 3 介護予防短期入所療養介護

| 介      | 護             | 機              | 関      | 名   | 所          |                  | 地              | 指定 | 年月 |
|--------|---------------|----------------|--------|-----|------------|------------------|----------------|----|----|
| JI<br> | 啰             | 7茂             | 美      | 41  | ולזו       | 111              | II.            | 日  |    |
| △雑     | <u>;</u> ⇒∠ \ | 只 <i>位</i> 事 长 | : 計    | の田  | 夕十层:       | 市西区新道二丁目 4番<br>1 | - 7 <u>日</u> - | 令和 | 5年 |
| 刀 풚    | 七八章           | 术健旭            | 1001年( | ひ 生 | <b>石百座</b> | 月四位利坦二丁日 4年      | . 15           | 9月 | 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

#### 名古屋市告示第 518号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2第 5項において準用する同 法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護 機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 訪問介護

| 介護事業者の名称  | 株式会社mastocare         |
|-----------|-----------------------|
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3 |
| 介護事業所の名称  | 訪問介護マスト               |
| 介護事業所の所在旧 | 名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3 |
| 地新        | 名古屋市中川区高畑五丁目 204番地    |
| 変更年月日     | 令和 5年 9月 1日           |

| 介護事業者の名称   | 尔 | 株式会社ナーシングケアハート     |
|------------|---|--------------------|
| 介護事業者の所在は  | 也 | 名古屋市中川区高畑五丁目 187番地 |
| 介護事業所の名称   | 尔 | 介護事業所うるわし名古屋       |
| 介護事業所の所在 旧 |   | 名古屋市中区金山一丁目14番 9号  |

| 地 |   |   |   | 新 | 名古屋市中川区高畑五丁目 187番地 |
|---|---|---|---|---|--------------------|
| 変 | 更 | 年 | 月 | 目 | 令和 5年10月 1日        |

| 介護事業者の名   | 称 | 株式会社ピュアスマイル               |
|-----------|---|---------------------------|
| 介護事業者の所在: | 地 | 名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地の 7 |
| 介護事業所の名   | 称 | ピュアスマイルヘルパーステーション         |
| 介護事業所の所在  | 旧 | 名古屋市守山区大字下志段味字横堤1485番地の 1 |
|           | 挤 | 名古屋市守山区大字中志段味字西山島1888番地の  |
| 70 ;      | 新 | 4                         |
| 変更年月      | 日 | 令和 5年 4月 1日               |

| 介護事業者の名   | 称 | 合同会社介護ヘルパーステーション    |
|-----------|---|---------------------|
| 介護事業者の所在: | 地 | 名古屋市緑区南大高一丁目2203番地  |
| 介護事業所の名   | 称 | みどりヘルパーステーション       |
| 介護事業所の所在  | 旧 | 名古屋市緑区大高町字東千正坊 2番地  |
| 地         | 新 | 名古屋市緑区大高町字丸根64番地の 2 |
| 変 更 年 月   | 日 | 令和 5年 9月 1日         |

| 介護事業者の名称  | Ϊ, | 株式会社サンライズ           |
|-----------|----|---------------------|
| 介護事業者の所在地 | 1  | 名古屋市名東区野間町61番地      |
| 介護事業所の名称  | 7  | ヘルパーサービス偕楽縁         |
| 介護事業所の所在  | 1  | 名古屋市名東区高針台一丁目 107番地 |
| 地 新       | ŕ  | 名古屋市名東区野間町61番地      |
| 変 更 年 月 日 |    | 令和 4年 4月26日         |

# 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 介護事業者の名称  | 株式会社フレンズホーム        |
|-----------|--------------------|
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市中川区広田町 2丁目21番地 |
| 介護事業所の名称  | フレンズ訪問看護ステーション     |

| 介護 | 介護事業所の所在 |   |   | 旧 | 名古屋市中川区花塚二丁目44番地     |
|----|----------|---|---|---|----------------------|
| 地  | 地        |   |   | 新 | 名古屋市中川区中島新町三丁目2509番地 |
| 変  | 更        | 年 | 月 | 目 | 令和 5年 8月 1日          |

| 介護事業者の名称  | 株式会社AI-R            |
|-----------|---------------------|
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市港区木場町 6番地の36    |
| 介護事業所の名称  | 訪問看護・リハビリステーションAI-R |
| 介護事業所の所在旧 | 名古屋市港区当知四丁目1904番地   |
| 地新        | 名古屋市港区当知三丁目3504番地   |
| 変更年月日     | 令和 5年 9月 1日         |

| 介護事業者の名  | 称  | 株式会社心晴              |
|----------|----|---------------------|
| 介護事業者の所在 | 旧  | 名古屋市港区春田野一丁目1202番地  |
| 地新       |    | 名古屋市港区九番町五丁目 3番地の 1 |
| 介護事業所の名  | 称  | こはる訪問看護ステーション       |
| 介護事業所の所で | 生地 | 名古屋市港区港栄一丁目 8番23号   |
| 変 更 年 月  | 日  | 令和 5年 9月 1日         |

| 介護事業者の名称  | 株式会社グリップ          |
|-----------|-------------------|
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市南区菊住一丁目 7番11号 |
| 介護事業所の名称  | 訪問看護ステーションこもれび    |
| 介護事業所の所在旧 | 名古屋市南区岩戸町17番21号   |
| 地新        | 名古屋市南区柵下町 2丁目 3番地 |
| 変更年月日     | 令和 5年10月 1日       |

| 介護事業所の名  | 称 | タカギ歯科                 |
|----------|---|-----------------------|
| 介護事業所の所在 | 旧 | 名古屋市名東区引山二丁目 719番地    |
| 地        | 新 | 名古屋市名東区引山二丁目 901番地の 1 |
| 変 更 年 月  | 目 | 令和 5年 8月 1日           |

## 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

| 介言 | 介護事業所の名称 |   |   | 称 | タカギ歯科                 |
|----|----------|---|---|---|-----------------------|
| 介護 | 介護事業所の所在 |   |   | 旧 | 名古屋市名東区引山二丁目 719番地    |
| 地  | 地新       |   |   | 新 | 名古屋市名東区引山二丁目 901番地の 1 |
| 変  | 更        | 年 | 月 | 日 | 令和 5年 8月 1日           |

## 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介護事業所の名称 |          |   |   | <b>新</b> | タカギ歯科                 |
|----------|----------|---|---|----------|-----------------------|
| 介護       | 介護事業所の所在 |   |   | 旧        | 名古屋市名東区引山二丁目 719番地    |
| 地        | 地        |   |   | 新        | 名古屋市名東区引山二丁目 901番地の 1 |
| 変        | 更        | 年 | 月 | 日        | 令和 5年 8月 1日           |

## 5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

| 介護事業者の名  | 名称       | 合同会社H c s          |
|----------|----------|--------------------|
| 介護事業者の所在 | 旧        | 名古屋市北区西味鋺四丁目 203番地 |
| 地        | 新        | 名古屋市北区楠味鋺二丁目 407番地 |
| 介護事業所の名  | <b>新</b> | イーケアスマイル           |
| 介護事業所の所在 | 旧        | 名古屋市北区西味鋺四丁目 203番地 |
| 地        | 新        | 名古屋市北区楠味鋺二丁目 407番地 |
| 変更年月     | 日        | 令和 5年 6月 1日        |

## 6 居宅介護支援事業

| 介護事業者の名称           | 医療法人偕行会            |
|--------------------|--------------------|
| 介護事業者の所在地          | 名古屋市中川区法華一丁目 172番地 |
| 介護事業所の名称           | ケアプランセンターさくら       |
| 打 慶争 亲 別 の 石 物 一 新 | ケアプランセンターじょうさい     |
| 介護事業所の所在地          | 名古屋市中村区北畑町 4丁目 1番地 |
| 変 更 年 月 日          | 令和 5年10月 1日        |

| 介護事業者の名称   |   | 有限会社みちくさ            |  |  |
|------------|---|---------------------|--|--|
| 介護事業者の所在   | 旧 | 名古屋市天白区土原二丁目 408番地  |  |  |
| 地          | 新 | 名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地 |  |  |
| 介護事業所の名    | 称 | ケアマネジメントセンターみち草     |  |  |
| 介護事業所の所在 旧 |   | 名古屋市天白区土原二丁目 408番地  |  |  |
| 地新         |   | 名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地 |  |  |
| 変 更 年 月    | 日 | 令和 5年 9月 1日         |  |  |

## 7 予防専門型訪問サービス

| 介護事業者の名称  | 株式会社mastocare         |
|-----------|-----------------------|
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3 |
| 介護事業所の名称  | 訪問介護マスト               |
| 介護事業所の所在旧 | 名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3 |
| 地新        | 名古屋市中川区高畑五丁目 204番地    |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 9月 1日           |

| 介護事業者の名   | 称 | 株式会社ピュアスマイル               |  |  |
|-----------|---|---------------------------|--|--|
| 介護事業者の所在は | 地 | 名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地の 7 |  |  |
| 介護事業所の名   | 称 | ピュアスマイルヘルパーステーション         |  |  |
| 日         |   | 名古屋市守山区大字下志段味字横堤1485番地の 1 |  |  |
| 介護事業所の所在  | 新 | 名古屋市守山区大字中志段味字西山島1888番地の  |  |  |
| 70 7      | 利 | 4                         |  |  |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年 4月 1日               |  |  |

| 介護事業者の名  | 称  | 合同会社介護ヘルパーステーション    |  |
|----------|----|---------------------|--|
| 介護事業者の所存 | E地 | 名古屋市緑区南大高一丁目2203番地  |  |
| 介護事業所の名称 |    | みどりヘルパーステーション       |  |
| 介護事業所の所在 | 旧  | 名古屋市緑区大高町字東千正坊 2番地  |  |
| 地新       |    | 名古屋市緑区大高町字丸根64番地の 2 |  |

| 変 | 更 | 年 | 月 | 日 | 令和 5年 9月 1日 |
|---|---|---|---|---|-------------|
|---|---|---|---|---|-------------|

# 8 生活支援型訪問サービス

| 介護事業者の名称  | 株式会社mastocare         |
|-----------|-----------------------|
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3 |
| 介護事業所の名称  | 訪問介護マスト               |
| 介護事業所の所在旧 | 名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3 |
| 地新        | 名古屋市中川区高畑五丁目 204番地    |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 9月 1日           |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

#### 名古屋市告示第 519号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第 5項において準用する同 法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年 法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、 次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 訪問介護

| 介           | 護 | 機   | 関   | 名  | 所    | 在          | 地    | 辞退 | 年月 |
|-------------|---|-----|-----|----|------|------------|------|----|----|
|             | 吃 | 17交 | (天) | 41 | 121  | 111        | 16   | 日  |    |
| トラスト訪問介護センタ |   |     |     | ンタ | 名古屋市 | 万北区清水三丁目15 | 番28号 | 令和 | 5年 |
| 一名古屋        |   |     |     |    |      |            |      | 8月 | 1日 |

#### 2 居宅介護支援事業

| 介     | 護  | 機   | 関   | 名  | 所    | <del>/</del> c | 地    | 辞退 | 年月 |
|-------|----|-----|-----|----|------|----------------|------|----|----|
| )<br> | 受  | 7茂  | 美   | 泊  | ולא  | 1工             | 끄만   | 日  |    |
| トラ    | スト | ケアプ | °ラン | セン | 名古屋市 | 方北区清水三丁目15     | 番28号 | 令和 | 5年 |
| ター    | 名古 | 屋   |     |    |      |                |      | 8月 | 1日 |

#### 3 予防専門型訪問サービス

| 介           | 護  | 機  | 関 | 名 | 所                 | <br>在 | 地 | 辞退年 | 年月 |
|-------------|----|----|---|---|-------------------|-------|---|-----|----|
| )<br> <br>  | 吺  | 7茂 | 美 | 7 | <i>17</i> 1       | 114   | 끄 | 日   |    |
| トラスト訪問介護センタ |    |    |   |   | 名古屋市北区清水三丁目15番28号 |       |   |     | 5年 |
| 一名          | 古屋 |    |   |   |                   |       |   | 8月  | 1日 |

# 4 生活支援型訪問サービス

| 介           | 護  | <del>1</del> 6/16 | 月月 | Þ | 所                 | <del>/ c</del> | 地  | 辞退年 | 年月 |
|-------------|----|-------------------|----|---|-------------------|----------------|----|-----|----|
| )<br> <br>  | 丧  | 機                 | 関  | 名 | ולא               | 任              | 16 | 日   |    |
| トラスト訪問介護センタ |    |                   |    |   | 名古屋市北区清水三丁目15番28号 |                |    |     | 5年 |
| 一名          | 古屋 |                   |    |   |                   |                |    | 8月  | 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

#### 名古屋市告示第 520号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2第 5項において準用する同 法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護 機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 介  | 護        | 機   | 関  | 名 | 所   | 在         | 地     | 廃止年月  |
|----|----------|-----|----|---|-----|-----------|-------|-------|
| +> | ノ まっこ お  | 金利屋 | ѵ҅ |   | 名古屋 | 市名東区香流一丁目 | 818番地 | 令和 5年 |
| \$ | おくむら歯科医院 |     |    |   |     |           |       | 7月31日 |

#### 2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

| 介    | 護        | 機        | 関 | 名 | 所    | 在        | 地     | 廃止年月日 |
|------|----------|----------|---|---|------|----------|-------|-------|
| +>/  | すること     | 5.31.[定] | 炒 |   | 名古屋市 | 名東区香流一丁目 | 818番地 | 令和 5年 |
| 40 \ | おくむら歯科医院 |          |   |   |      |          |       | 7月31日 |

#### 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| $\triangle$ | 苯          | 2194 | 目目 / | Þ | 所   | <del>/</del> r     | 地    | 廃止年月  |     |
|-------------|------------|------|------|---|-----|--------------------|------|-------|-----|
| 介 護 機       |            | 饭    | 関 名  | 名 | ולו | 在                  |      | 日     |     |
| 净井          | ' <u> </u> |      |      |   |     | 名古屋市中村区太閤通 5丁目33番地 |      |       | 111 |
| 浅井薬局太閤店     |            |      |      |   | の 1 | Ø 1                |      |       |     |
| おくむら歯科医院    |            |      |      |   | 名古屋 | 市名東区香流一丁目 8        | 18番地 | 令和 5年 | 111 |
|             |            |      |      |   | の 1 | 7月31日              | 1    |       |     |

# 4 通所介護

| 介           | 護   | 機  | 関 | 名 | 所              | 在 | 法 | 廃止年月  |
|-------------|-----|----|---|---|----------------|---|---|-------|
| デイサービスセンター松 |     |    |   |   | 夕十是主由村区日丰町19乗州 |   |   | 令和 5年 |
| 岡健          | 遊館本 | :店 |   |   | 名古屋市中村区日吉町13番地 |   |   | 7月23日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 521号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号令和 4年12月 2日 4指令住開指第74号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
   名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1461番 3、1463番 2、1464番 2、1465番 2、1482番 1、1483番 1、1484番 1、1485番 1、1485番 2、1486番 1、1486番 2、1487番 1、1487番 2、1488番 2及び1488番 3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名古屋市港区東蟹田1306番地 株式会社モクノ 代表取締役 杢野宏二

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

## 名古屋市告示第 522号

## 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4年法律第56号)附 則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法 律第65号。以下「旧法」という。)第18条第 1項の規定により次のとおり農用 地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年10月19日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所HOANG VAN NHUT海部郡蟹江町八幡 1丁目88番地 1 黒川ハイツ八幡 203
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所若松 幹子

名古屋市中川区富永二丁目75番地

- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 名古屋市中川区福島一丁目16番、畑、174.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年11月 1日から令和 8年10月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積なし
  - (2) 農作業従事の状況

農業従事日数: 150日、農業従事者: 2人

(3) 農機具の保有状況

鎌: 1、鍬: 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 名古屋市告示第 523号

## 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4年法律第56号)附 則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法 律第65号。以下「旧法」という。)第18条第 1項の規定により次のとおり農用 地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年10月19日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 緒方 かおり 名古屋市中川区戸田ゆたか一丁目3208番 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所安井 光子 名古屋市中川区富永三丁目 237番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 名古屋市中川区水里三丁目 153番、畑、 83.00平方メートル 名古屋市中川区水里三丁目 154番、畑、108.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年11月 1日から令和 8年10月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積なし
  - (2) 農作業従事の状況農業従事日数: 250日、農業従事者: 1人
  - (3) 農機具の保有状況

耕うん機: 1、草刈機: 1、鍬: 2、鎌: 4

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 名古屋市告示第 524号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例(昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。)第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 5年10月20日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第 1 一般世帯向け区分

- 1 申込みの資格
  - (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
  - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。)があること。
  - (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入(改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入)があって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
  - (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
  - (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号 に規定する暴力団員でないこと。
  - (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項(第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。)又は名古屋市定住促進住宅条例(平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。)第20条第 1項(第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。)の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年(ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあっては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあっては 5年)を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

#### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、 各方面事務所及び住まいの窓口

#### (2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 5年10月27日 (金) 午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日(以下「名古屋市の休日」という。)を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 5年10月27日 (金) 午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午 後 5時15分(木曜日にあっては、午後 7時00分)まで。

ウ 住まいの窓口

令和 5年10月27日 (金) 午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

## (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年11月 8日 (水) の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決 める抽せんを行う。

## (2) 場所

ア 公募初日

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号 名古屋市公会堂 4階ホール

## イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階 名古屋市住宅供給公社管理部管理課
- (イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先 住まいの窓口

#### (3) 日時

ア 公募初日

令和 5年11月 8日 (水) 午後 2時00分から午後 5時00分まで

- イ 公募 2日目以降
  - (7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年11月 9日 (木) 午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から 午後 5時15分(木曜日にあっては、午後 7時00分)まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年11月10日(金)午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1 月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分ま で。

## 4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 73戸

#### 第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

- 2 申込み用紙の交付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 公募予定戸数公営住宅空家住宅4戸

#### 第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格 を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害によ り障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受け ている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法(大正 12年法律第48号)の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の もの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6年法律第 117号) 第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (8) 生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過して いないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律( 平成13年法律第63号)第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日 から起算して 5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令 がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号) 第14条第 1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律( 平成19年法律第 127号) 附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律の一部を改正する法律(平成25年法律第 106号) 附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。) を受けている者
  - (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者
- 2 申込み用紙の交付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付

## (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年11月 8日 (水) の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年11月 8日 (水) 午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年11月 9日 (木) 午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から 午後 5時15分(木曜日にあっては、午後 7時00分)まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年11月10日(金)午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1 月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分ま で。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 26戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 525号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間につい て

名古屋市東谷山フルーツパーク条例(昭和55年名古屋市条例第33号)第3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 5年10月20日

名古屋市長 河 村 たかし

利用料金を納付しなければならない期間 令和 5年11月 4日(土)及び同月 5日(日)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市達第32号

財 政 局 収納管理・特別徴収 事 務 セ ン タ ー 市 税 事 務 所

名古屋市税務職員表彰規程(昭和26年名古屋市達第16号)の一部を次のよう に改正する。

令和 5 年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

|       | 改正前 | 改正後                 |
|-------|-----|---------------------|
| 第 5 条 | (略) | 第 5 条 (略)           |
|       |     | 第6条 この規程に定めるもののほか、表 |
|       |     | 彰の実施に関し必要な事項は、財政局税  |
|       |     | 務監が別に定める。           |

附則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第24号

港生涯学習センターの臨時休室について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則(平成12年名古屋市教育委員会規則 第10号)第3条第3項の規定に基づき、港生涯学習センター体育室を令和6年 1月15日から令和6年2月22日まで臨時休室します。

令和5年10月16日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

## 名古屋市上下水道局告示第17号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の 滞納処分に関する事務を委任する職員について(平成13年名古屋市上下水道局 告示第13号)の一部を次のように改正する。

令和5年10月17日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

本則中委任する職員の職名及び補職名の表を次のように改める。 委任する職員の職名及び補職名

| 職名   |   | 補職名                        |  |  |  |  |  |
|------|---|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 事務職員 | 技 | 営業部料金課長 営業部料金課徴収管理係長 主事(営業 |  |  |  |  |  |
| 術職員  |   | 部料金課徴収管理係に勤務する者に限る。) 営業センタ |  |  |  |  |  |
|      |   | ー長 営業所長 営業所副所長 営業センター主査(徴収 |  |  |  |  |  |
|      |   | 関係事務担当) 営業所主査(徴収関係事務担当) 管路 |  |  |  |  |  |
|      |   | 部保全課長 管路部保全課維持係長 管路センター長 管 |  |  |  |  |  |
|      |   | 路センター事務係長                  |  |  |  |  |  |

附則

この告示は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程 第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年10月18日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

別表第7級別基準職務表4企業職給料表(6)を削る。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 次項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部 を改正する規程(令和5年名古屋市交通局管理規程第9号)附則第24項の 規定は、令和5年10月1日から適用する。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

3 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第8条」を「第9条」に改め、附則に次の1項を加える。 (暫定再任用職員の給与額の特例)

24 暫定再任用職員のうち、改正後給与規程第23条に定める勤務1時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料の額は、当分の間、改正後給与規程第4条第1項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、当該職員に適用される地域別最低賃金の額に156.93を乗じて得た額を改正後給与規程第13条の2第2項に規定する割合に100分の100を加算して得た割合で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。)

とする。

名古屋市交通局管理規程第15号

ドニチエコきっぷの特例に関する規程を次のように定める。

令和5年10月20日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

ドニチエコきっぷの特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、割引連絡定期券等の料金等を定める規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号)第2条第1項第2号イに規定するドニチエコきっぷの特例について、必要な事項を定めるものとする。

(特例の内容)

第2条 乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)第24条第2項及び高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号)第42条の2第1項第3号に規定する「別に定める場合」とは、乗車日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の前年度の末日において18歳に達していない者が、券面表示事項にかかわらず、ドニチエコきっぷでガイドウェイバスシステム志段味線高架区間(以下「高架区間」という。)に随意乗車する場合とする。

(高架区間の運送等取扱い)

第3条 高架区間における運送等の取扱いについては、名古屋ガイドウェイバス 株式会社の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年10月21日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年10月1日以降に発売したドニチエコきっぷは、この規程の規定に 基づき発売されたものとみなす。

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

3 乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35 号)の一部を次のように改める。

第24条第2項中「随意乗車する場合」の次に「及び別に定める場合」を加える。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

4 高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号) の一部を次のように改める。

第42条の2第1項第3号中「随意乗車する場合」の次に「及び別に定める場合」を加える。

(この規程の失効)

5 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年10月16日

名古屋市農業委員会会長 布目 已佐子

1 開催日時

令和 5年10月20日 (金) 午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12 C 会議室 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第81号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第82号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第83号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨

の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第85号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年10月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール新瑞橋 名古屋市南区菊住一丁目 601番 1

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

|     |                   | 変更前         |                                |                   | 変更後         |     | 変更                    |
|-----|-------------------|-------------|--------------------------------|-------------------|-------------|-----|-----------------------|
| No. | 氏名<br>ス<br>和<br>称 | 代表者の<br>氏 名 | 住 所                            | 氏名<br>ス<br>和<br>称 | 代表者の<br>氏 名 | 住 所 | 年月日                   |
| 1   | ブ(有)              | 森田 正孝       | 愛知県豊橋<br>市前田町二<br>丁目 9番地<br>8  |                   | _           |     | 令和<br>5年<br>2月<br>26日 |
| 2   | , ,               |             | 名古屋市中<br>区栄一丁目<br>11番 1号       | _                 | _           | _   | 令和<br>5年<br>1月<br>31日 |
| 3   |                   |             | 広島市安佐<br>北区可部四<br>丁目 1番10<br>号 |                   | _           | _   | 令和<br>5年<br>1月<br>22日 |
| 4   | ㈱ラ・フォ<br>ンテーヌ     |             | 東京都渋谷<br>区神宮前三<br>丁目38番11<br>号 | <u></u>           |             |     | 令和<br>3年<br>5月<br>31日 |

|    | ㈱キャプテ | 代表取締役 | 名古屋市中       |                       |                    | _       | 令和  |
|----|-------|-------|-------------|-----------------------|--------------------|---------|-----|
| 5  | ン     | 篠田 達幸 | 区錦一丁目       |                       |                    |         | 3年  |
| 13 |       |       | 6番34号       |                       |                    |         | 8月  |
|    |       |       |             |                       |                    |         | 31日 |
|    | (株)三松 | 代表取締役 |             |                       | _                  | _       | 令和  |
| 6  |       | 工藤 広平 | 区千駄ヶ谷       |                       |                    |         | 5年  |
|    |       |       | 二丁目39番      |                       |                    |         | 1月  |
|    |       |       | 3号          |                       |                    |         | 31日 |
|    | ,     | 代表取締役 |             | <del></del>           |                    | _       | 令和  |
| 7  |       | 横手 喜一 | 区西五反田       |                       |                    |         | 5年  |
| '  |       |       | 二丁目 2番      |                       |                    |         | 1月  |
|    | (a)   |       | 3号          | (a. a.)               |                    |         | 31日 |
|    |       | 代表取締役 |             | (株)パリミキ               |                    | 東京都港区   |     |
| 8  |       | 澤田将広  | 区銀座一丁       |                       |                    | 海岸 1丁目  | 4年  |
|    |       |       | 目 7番 7号     |                       |                    | 2番 3号   | 4月  |
|    |       |       |             |                       | 15 to 72 / 15 / 15 |         | 1日  |
|    |       |       | <del></del> |                       | 代表取締役              |         |     |
| 9  |       |       |             | アン(株)                 | 堀内 一夫              | 区東品川四   |     |
|    |       |       |             |                       |                    | 丁目12番 6 |     |
|    |       |       |             | /tat \ = = = 0 == = . |                    | -       | 15日 |
|    |       |       |             |                       | 代表取締役              |         |     |
| 10 |       |       |             |                       | 似鳥 昭雄              | 神谷三丁目   | 4年  |
|    |       |       |             |                       |                    | 6番20号   | 12月 |
|    |       |       |             | ##!- ー 、 <b>.</b>     | <b>小宝玩</b> 娇狐      |         | 2日  |
|    | _     | _     | _           |                       | 代表取締役              |         |     |
| 11 |       |       |             |                       |                    | 中之島二丁   | 3年  |
|    |       |       |             |                       |                    | 目 3番33号 |     |
|    |       |       |             | 無用光、、                 | 代表取締役              |         | 28日 |
|    |       |       |             | Mリホーン<br>トレーディ        |                    |         | 令和  |
| 12 |       |       |             | トレーティ<br>ング           | 月升 一豆              | 阪市長田中   | 5年  |
|    |       |       |             | V 1/                  |                    | 三丁目 2番  |     |
|    |       |       |             |                       |                    | 25号     | 27日 |

3 変更の日2で既述

# 4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 7までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 8の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (3) No. 9からNo.12までの小売業者については、入店のため
- 5 届出の日令和 5年 8月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年10月20日から令和 6年 2月20日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 2月20日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課